

解体する建物に トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器が 残っていませんか！



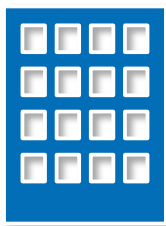
- トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等には有害物質であるPCB^{*}が含まれているかもしれません！
(※ポリ塩化ビフェニル)
- PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。



トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害性物質である
PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。
PCBが含まれている場合、知らずに鉄くずや廃油として
売買・処分しても違法となり、処罰の対象となる場合があります。
PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、
厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。



「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器の扱いについて



所有者の方へ

まず、廃電気機器に
PCBが含まれているか否かの
調査をしてください。



解体工事業者の方へ

PCBが含まれている廃電気機器を
許可なく引き取ることは違法です。

PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

■絶縁油にPCBを使用した電気機器(高濃度PCB廃棄物)

電気機器に取り付けられている「銘板」に記載されている型式、製造年月をもとに、各電気機器のメーカー又は一般社団法人日本電機工業会(JEMA)にお問い合わせください。これらの問い合わせ先は下記URLを参照してください。

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

また蛍光灯安定器のPCB含有の有無についてはメーカー又は一般社団法人日本照明工業会にお問い合わせください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>

■微量のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器(微量PCB汚染廃電気機器等)

銘板に記載されている情報からでは判別ができません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●詳細は下記にお問い合わせください。



銘板

